

7月9日から住基カードが継続利用できるようになりました。

これまで、住基カードは町外へ転出すると廃止になっていましたが、平成24年7月9日の法改正により、一定の条件を満たすことで交付地外の市区町村にお引越をされても、お持ちの住基カードをそのままお使いいただけるようになりました。

住基カードの継続利用を希望する場合には、以下を参考に手続きを行ってください。

- ※ 平成24年7月9日以降に転入届を行った場合に限られます。
- ※ 有効期間内の住基カードで、ICチップの情報が読み取れる状態になっていることが必要です。
- ※ 継続利用の手数料は無料です。
- ※ 電子証明書は転出届により失効するため対象とはなりません（継続利用できません）。

転出届を出される際の注意点

1) 住基カード継続利用の意思表示

住基カードの継続利用を希望する場合には、転出届の際に窓口でその旨をお伝えください。

特に、転出届を郵送でされる場合は、住基カードの交付を受けており、住基カードの継続利用を希望する旨と、昼間連絡のつく電話番号を必ず記入して下さい。

※住基カードの継続利用を希望しない場合は、転出届の際にお返してください。

2) 転出届の提出期間

転出予定日の14日前、または新しい住所にお住まいになった日から14日以内に転出届を行ってください。

※転出日から14日以上経過した場合は、住基カードの継続利用ができなくなりますのでご注意ください。

3) 転出証明書の省略

異動する方の中にお一人でも住基カードの継続利用を希望する方がいらっしゃる場合は、原則として転出証明書は交付されません。転入地では必ず住基カードを持参の上、転入届をして下さい。住基カードが転出証明書の代わりとなります。

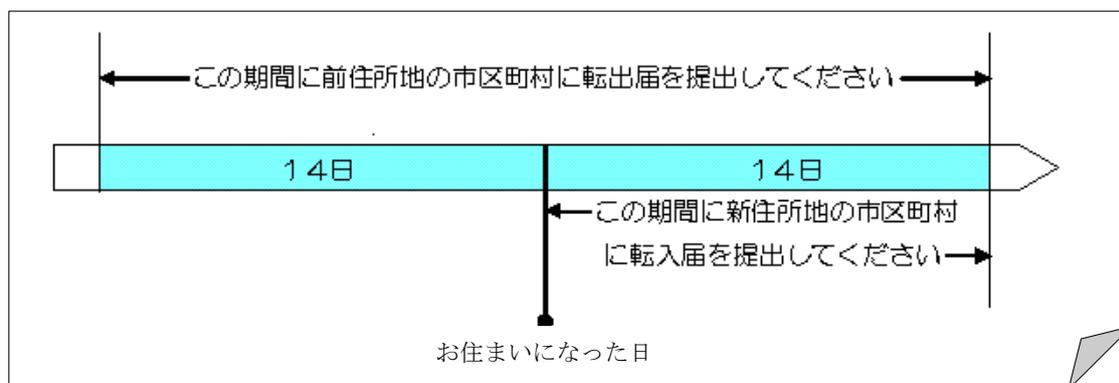
住基カードの継続利用を希望する転入届（転入届の特例）の際の注意点

1) 継続利用を希望される方全員の住基カードの持参

有効な住基カードを1枚も所持していなければ、転出地で住基カードの継続利用を希望する旨の転出届をされていても転入届はできません。

なお、継続利用の手続きには、住基カードの暗証番号（発行の際に登録した4桁の数字）の入力が必要です。

2) 転入届の期間



- ※ 新しい住所にお住まいになった日から14日以内に転入届を行ってください。14日以上経過した場合は、住基カードが失効するため継続利用ができなくなりますのでご注意ください。
- ※ 転出予定日から30日以内（転出予定日は含まない）に転入届をしないと、住基カードを利用する転出ができなくなり、前住所地から発行された転出証明書が必要になります。
- ※ 転入届後、90日以内に住基カードの継続利用の手続きを行わなかった場合は、継続利用を希望し転出した場合であっても、継続利用できません。

その他の注意事項

- 転出される方のなかに住基カードの交付を受けている方がお一人でもいらっしゃれば、同じ世帯の方全員がこの手続きをすることが可能です。
- 転入届をされる際、転入先において同一世帯の方であれば、住基カードを持参の上、転入届を代理で行うことが可能です。
- 住基カードの名義人以外の方が転入届の特例の手続きをされる場合は、事前に名義人に住基カードの暗証番号（発行の際に登録した4桁の数字）を確認して下さい。
- 住基カードによる市区町村の独自サービス（コンビニでの各種証明書の交付など）については、継続にならない場合があります。（葉山町は現在、独自サービスは行っていません。）

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 町民サービス課

046-876-1111（内線 202～204）

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135